

令和3年度における見直し対象品目 に係る検討方針等（案）

1. 令和3年度定期見直し対象品目（案）
2. 令和2年度からの継続検討品目（案）
3. 定期見直し品目に係る検討方針等（案）
4. 継続検討品目に係る検討方針等（案）
5. その他の見直し・事前検討等（案）

令和3年7月8日

- 1. 令和3年度定期見直し対象品目（案）**
- 2. 令和2年度からの継続検討品目（案）**
3. 定期見直し品目に係る検討方針等（案）
4. 継続検討品目に係る検討方針等（案）
5. その他の見直し・事前検討等（案）

1. 令和3年度定期見直し対象品目（案）

- 物品・役務については「特定調達品目の見直し方針」に示された考え方に則し、当該品目に係る判断の基準等の変更の必要性を判断の上、適切に見直しを実施
- 令和3年度の定期見直し対象品目は**6分野98品目**
 - ➡ 令和3年度～7年度の5年間の定期見直し対象品目は**参考資料 1** 参照

対象品目の市場動向等の事前調査、業界団体・事業者等へのヒアリング等※調査

※ヒアリング等については今後の状況に応じて対面に限らず、Web会議の併用等適切に実施

分 野	品 目
文具類	全83品目
電子計算機等	ディスプレイ、記録用メディア
オフィス機器等	デジタル印刷機、掛時計
家電製品	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫
設備	エネルギー管理システム、生ゴミ処理機、節水機器
役務	庁舎管理、植栽管理、清掃、機密文書処理、害虫防除

2. 令和2年度からの継続検討品目（案）

- 令和2年度において判断の基準等の見直しに関する検討を実施した結果、引き続き検討を行うことが適当と判断された品目は下表のとおり
- 令和3年度の継続検討品目は5分野13品目（新規1品目を含む）



市場動向等の確認、関連制度等の進捗状況等を踏まえ、見直しに係る検討を実施

分 野	品 目
電子計算機等	電子計算機（クライアント型）、磁気ディスク装置
家電製品	テレビジョン受信機
エアコンディショナー等	エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機
自動車等	乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ 乗用車用タイヤ
役務・その他	（会議用）飲料

1. 令和3年度定期見直し対象品目（案）
2. 令和2年度からの継続検討品目（案）
3. 定期見直し品目に係る検討方針等（案）
 - (1) 文具類
 - (2) 電子計算機等
 - (3) オフィス機器等
 - (4) 家電製品
 - (5) 設備
 - (6) 役務
4. 継続検討品目に係る検討方針等（案）
5. その他の見直し・事前検討等（案）

(1) 文具類

○ 文具類（83品目）

- ➡ 文具類についてはグリーン購入法施行当初から特定調達品目として多くの品目が対象。現行の基本方針において特定調達品目**282**品目中**83**品目を占有
- ➡ 文具類共通の判断の基準としては紙製、プラスチック製等の素材に着目した再生材料の配合率や植物由来プラスチックの配合等が設定されているところ
- ➡ 平成**18**年度において個別品目の供給状況等の調査を踏まえ可能な品目について判断の基準等の強化を図る等の見直しを実施
- ➡ 平成**28**年度において文具類共通の判断の基準にポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック配合率の基準を設定するとともに、配合率を製品全体重量比からプラスチック重量比に変更する等の見直しを実施
- ➡ 令和元年度において文具類共通の判断の基準に植物由来プラスチックに係る基準を追加

- 
- 素材の定義（複合素材、主要材料等）について考え方を整理してはどうか
 - 判断の基準へのタイプⅠ環境ラベル（エコマーク商品類型**No112**）の活用について文具類全般を対象として導入可能性を検討してはどうか
 - プラスチック資源循環戦略への対応等（再生プラスチック及び植物由来プラスチックの利用促進等）について品目ごとに検討を実施してはどうか

(2) 電子計算機等

① ディスプレイ

- ディスプレイは平成14年度に特定調達品目として追加された品目
- 判断の基準としては消費電力及び特定の化学物質の使用制限等を設定
- 消費電力に係る判断の基準は国際エネルギースタープログラムを準用しており、同プログラムの改定に伴い見直しを実施してきたところ



- 現行の判断の基準において消費電力に係る基準として準用している国際エネルギースタープログラムの基準として**Version8.0**が既に発効しており、消費電力に係る判断の基準をはじめとした基準等について検討の上、必要な見直しを実施してはどうか
- ディスプレイに係る判断の基準等の検討に当たっては米国**EPEAT**の規格・基準、エコマーク認定基準についても参考としてはどうか

(2) 電子計算機等

② 記録用メディア

- ➡ 記録用メディアは平成18年度に特定調達品目として追加された品目
- ➡ 判断の基準をケースに適用しており、ケースの素材等に対応した再生材料等（再生プラスチック又は植物由来プラスチック、古紙）の配合率等の基準、省資源に係る基準が設定されているところ



- プラスチック製ケースについては再生プラスチック及び植物由来プラスチックの利用促進に観点から、基準の強化の可能性等について検討を実施してはどうか
- 判断の基準のケースへの適用にとどまらず、新たな評価項目に係る判断の基準等の設定の可能性についても検討してはどうか

(3) オフィス機器等

① デジタル印刷機

- ➡ デジタル印刷機は孔版方式の印刷機が対象であり平成**16**年度に特定調達品目として追加された品目
- ➡ 平成**22**年度に設置された印刷分科会においてデジタル印刷機に係る判断の基準等の見直しの必要性について検討を実施したところ、省エネルギーの観点から現行の判断の基準を維持することが適切であると判断
- ➡ 平成**28**年度に特定化学物質の含有率基準値に係る配慮事項を追加

■ 国等の機関の調達状況、市場動向等を踏まえ、デジタル印刷機の対象範囲や判断の基準等の見直しの必要性について検討を実施してはどうか

(3) オフィス機器等

② 掛時計

- ➡ 掛時計は平成22年度に特定調達品目として追加された品目
- ➡ 一次電池の不使用又は使用する場合は5年以上使用できることを判断の基準として設定
- ➡ 現行の判断の基準を満たす製品の市場占有率は必ずしも高くない状況



- 国等の機関における調達実績、今後の市場動向等を踏まえ、判断の基準の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性について検討を実施してはどうか

(4) 家電製品

○ 電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫及び電気冷凍庫

- ➡ 電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫及び電気冷凍庫については平成28年度の見直しにおいて改正された省エネ法のトップランナー基準及び多段階評価基準を反映した判断の基準の見直しを実施
- ➡ 平成31年2月に閣議決定した基本方針からエネルギー消費効率に係る2段階の判断の基準【基準値1：多段階評価基準5★以上】をエアコンディショナー（業務用）及びLED照明器具とともに先行して設定したところ



- 令和2年11月に多段階評価基準が見直されたことから、エネルギー消費効率に係る判断の基準の強化等について検討するとともに、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性について検討を実施してはどうか
- 多段階評価基準と具体的な判断の基準（基準値1、基準値2）との対応に関する考え方（多段階評価、多段階評価比率、エネルギー消費効率等）を整理するとともに、今後の2段階の判断の基準の設定に当たっての基本的な方針について検討してはどうか

(5) 設備

① エネルギー管理システム

- ➡ エネルギー管理システム（**BEMS**）は平成**29**年度に設備分野の特定調達品目として追加された品目
- ➡ 庁舎等のエネルギー使用に関する運用改善に取り組むためには、エネルギー消費量等のデータを積極的に活用し、エネルギー管理の徹底を図ることが極めて重要



- 国等の機関における調達・導入状況等を踏まえ判断の基準等の見直しの必要性等について検討を実施してはどうか
- エネルギー管理システムに係る判断の基準等の検討に当たっては役務の庁舎管理と併せて検討を実施することが効果的ではないか

(5) 設備

② 生ゴミ処理機

- ➡ 生ゴミ処理機は平成14年度に特定調達品目として追加された品目
- ➡ 判断の基準はバイオ式又は乾燥式等により減容・減量処理を行うものとされており、これまで判断の基準等の見直しは未実施
- ➡ 生ゴミ処理機の調達量は必ずしも多くない状況



- 国等の機関の調達実績等を踏まえ、現行の判断の基準等の見直し等の必要性、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性について検討を実施してはどうか
- 併せて食堂に係る判断の基準等（生ゴミ処理等）について検討を実施してはどうか

(5) 設備

③ 節水機器

- ➡ 節水機器は平成19年度に特定調達品目として追加された品目
- ➡ 平成28年度の見直しにおいて新たに流量調整弁、手元止水機能付水栓等を追加するとともに、吐水装着型の配慮事項の判断の基準への格上げ等の見直しを実施したところ



- 国等の機関の調達状況、特定調達物品等の市場への供給状況等を踏まえ、現行の判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目の設定の可能性等について検討を実施してはどうか

(6) 役務

① 庁舎管理

- ➡ 庁舎管理については平成**28**年度に庁舎管理に係る専門委員会を設置し、省エネルギー・低炭素化を図るための庁舎管理の考え方、考え方に則した判断の基準等の見直しを実施
- ➡ 初期投資が必要な大型の最新設備の導入によることなく、運用面における取組による省エネルギー・低炭素化が図られること、また、その取組が地方公共団体や民間のビル・施設等においても活用可能であり、継続的改善につながるよう、取組・対策の検討を実施したところ

- 
- 国等の機関の庁舎等の施設における省エネルギー・低炭素化、さらには脱炭素化に向けて対策の一層の強化や新たな対策の追加等を行うことが必要ではないか
 - 環境配慮契約法に基づく基本方針に位置づけられている建築物に関連する3つの契約類型（建築設計、省エネルギー改修及び建築物維持管理）の有機的・効果的な連携に関する検討を開始することから、議論の進捗を注視しつつ、必要な対応を図ることとしてはどうか

(6) 役務

② 植栽管理

- ➡ 植栽管理は平成20年度に特定調達品目として追加された品目
- ➡ 判断の基準として特定調達物品等の使用、総合的病害虫・雑草管理の体制の整備、農薬の適正使用等を設定しているところ
- ➡ 平成22年度に配慮事項の追加を行ったところであるが、その他の判断の基準等についての見直しは未実施

- 
- 国等の機関における調達実績、調達内容等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性について検討を実施してはどうか

(6) 役務

③ 清掃

- ➡ 清掃は平成**18**年度に特定調達品目として追加された品目
- ➡ 判断の基準として特定調達物品等の使用、石けんの使用、ごみの適切な分別・回収（特に紙類については古紙リサイクルを考慮）、適切なワックス・洗剤の使用等を設定しているところ
- ➡ 平成**30**年度には植物油脂を原料とする石けん等について持続可能な原料の使用を求めることを配慮事項から判断の基準に格上げ

- 
- 国等の機関における調達実績、調達内容等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性について検討を実施してはどうか

(6) 役務

④ 機密文書処理

- ➡ 機密文書処理は平成**21**年度に特定調達品目として追加された品目
- ➡ 判断の基準は製紙原料としての回収を前提とした各種基準及び処理完了証明の提示を設定しているところ
- ➡ 平成**22**年度に古紙分別方法例の記載の変更、平成**28**年度に提示書類名称の変更、調達者への留意事項の記載等が行われたところであるが、判断の基準の見直しは未実施



- 国等の機関における調達実績、調達内容等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性について検討を実施してはどうか

(6) 役務

⑤ 害虫防除

- ➡ 害虫防除は平成20年度に特定調達品目として追加された品目
- ➡ 判断の基準は特定調達物品等の使用、殺そ剤・殺虫剤の適正使用等を設定しているところ
- ➡ 平成20年度の追加以降、判断の基準等の見直しは未実施



- 国等の機関における調達実績、調達内容等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性について検討を実施してはどうか

1. 令和3年度定期見直し対象品目（案）
2. 令和2年度からの継続検討品目（案）
3. 定期見直し品目に係る検討方針等（案）
4. 継続検討品目に係る検討方針等（案）
 - (1) 電子計算機等
 - (2) 家電製品
 - (3) エアコンディショナー等
 - (4) 自動車等
 - (5) 役務・その他
5. その他の見直し・事前検討等（案）

(1) 電子計算機等

① 電子計算機（クライアント型）

- ➡ クライアント型電子計算機は令和元年度の見直しにおいて省エネルギー性能に係る判断の基準をトップランナー基準に準拠して設定することとしたが、市場への供給状況を踏まえ令和2年度の調達はトップランナー基準の**70%**達成レベルを判断の基準としたところ
- ➡ 同じく令和元年度の見直しにおいて筐体又は部品にプラスチックを使用している場合には再生プラスチック又は植物由来プラスチックの使用を判断の基準として設定したところ（シンククライアントを除く。）
- ➡ 令和2年度は判断の基準を満たす製品の市場への供給が増加したことを踏まえ省エネルギー性能に係る判断の基準について令和3年度の調達から**85%**達成レベルへ引き上げたところ
- ➡ なお、サーバ型電子計算機の省エネルギー性能に係る判断の基準は令和3年度の調達からトップランナー基準達成レベルに強化したところ

- 
- 省エネルギー性能の強化を図る観点から、判断の基準としてトップランナー基準レベルへの引き上げ（強化）について検討を実施してはどうか
 - 新たな評価項目に係る判断の基準等の設定の可能性について検討を実施してはどうか

(1) 電子計算機等

② 磁気ディスク装置

- ➡ 磁気ディスク装置は平成23年度に省エネ法のトップランナー基準の改正に伴い、省エネルギーに係る判断の基準の見直しを実施したところであるが、以降は見直しを未実施
- ➡ 新たなトップランナー基準に関する検討結果が令和2年8月にとりまとめられ、令和3年4月19日に施行

- 
- 判断の基準等の見直し検討に当たっては新たなトップランナー基準との整合を図りつつ実施してはどうか
 - 新たな評価項目に係る判断の基準等の設定の可能性について検討を実施してはどうか

(2) 家電製品

○ テレビジョン受信機

- ➡ テレビジョン受信機は平成27年度に省エネ法の多段階評価基準の改定に伴い、エネルギー消費効率（年間消費電力量）の見直しを実施したところ
- ➡ 平成31年1月より省エネ法の次期トップランナー基準の検討が開始され、令和3年2月にとりまとめられ、令和3年5月14日に施行



- 新たなトップランナー基準との整合を図りつつ、当該基準及び多段階評価基準の検討結果※を判断の基準等に見直しに反映してはどうか
 - ※ 総合エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会小売事業者表示判断基準ワーキンググループ取りまとめ（令和3年3月26日）
- 測定方法の変更に伴い、現行の判断の基準等との整合及び新たな評価項目に係る基準の設定の可能性等について検討してはどうか

(3) エアコンディショナー等

① エアコンディショナー

a. 業務用

- ➡ エアコンディショナー（業務用）についてはエネルギー消費効率に係る2段階の判断の基準を設定し、令和元年度より運用が開始されたところ

b. 家庭用

- ➡ エアコンディショナー（家庭用）については省エネ法の次期トップランナー基準の検討が行われているところ



a. 業務用

- 国等の機関における調達実績を踏まえ、エネルギー消費効率の引き上げ（基準値1レベルへの統一等）の可能性を検討してはどうか
- 低GWP冷媒への早期の切替を促進する観点から、冷媒に使用されるHFCsに係る判断の基準等の見直しの可能性を検討してはどうか

b. 家庭用

- 次期トップランナー基準の検討の進捗を踏まえ見直しを検討してはどうか

(3) エアコンディショナー等

② ガスヒートポンプ式冷暖房機

- ➡ ガスヒートポンプ式冷暖房機については、平成**27**年度に期間成績係数に係る判断の基準及び対象範囲の見直しを実施したところ
- ➡ 平成**26**年度には低**GWP**冷媒の使用を配慮事項として設定



- 期間成績係数に係る判断の基準について市場への供給状況等を踏まえ検討してはどうか
- 新たな評価項目に係る判断の基準等の設定の可能性について検討を実施してはどうか

(4) 自動車等

① 自動車（乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等及びトラクタ）

- ➡ 燃費基準値については、これまでも最新のトップランナー基準を参考とし、市場動向を踏まえ設定してきたところ
- ➡ 新たな燃費基準値の設定に当たり参考となる令和3年度以降の「エコカー減税（自動車重量税）」に係る燃費基準値が決定したところ
- ➡ フロン排出抑制法に基づく乗用車用エアコンに係る地球温暖化係数の目標値（**150**）について考慮すべき時期にあること

- 車種別のトップランナー基準及び市場への供給状況等を踏まえ燃費基準値に係る判断の基準の見直しについて検討してはどうか
- 乗用車用エアコンについて一層の低GWP冷媒の促進を図る観点から、配慮事項から判断の基準への格上等に係る検討を実施してはどうか
- 新たな評価項目に係る基準の設定の可能性等について検討してはどうか

乗用車等自動車6品目を重点見直し品目候補として選定してはどうか

(4) 自動車等

② 乗用車用タイヤ

- ➡ 乗用車用タイヤは平成**18（2006）**年度に「一般公用車用タイヤ」として特定調達品目に追加された品目
- ➡ 平成**22（2010）**年度に転がり抵抗に係る判断の基準を設定し、燃費性能を高めるタイヤの調達の推進を図ってきたところ
- ➡ 現行の判断の基準を満たす乗用車用タイヤの市場への普及状況（交換用として供給されている夏用タイヤ）は令和**2（2020）**年において**81.1%※**
 - ※ （一社）日本自動車タイヤ協会調査
- ➡ タイヤ騒音に係る規制※への適合タイヤへの代替の進捗状況を踏まえた検討
 - ※ 国連欧州経済委員会（UN/ECE）で策定された国際基準のUN/ECE Regulation No.117 02 Seriesのタイヤ騒音規制

- 
- 市場への供給状況等を踏まえ転がり抵抗係数に係る判断の基準の見直し（強化）の可能性及び2段階の判断の基準の設定について検討してはどうか
 - 国際基準（R117-02）への代替促進の観点からタイヤ騒音に係る判断の基準等の設定について検討してはどうか
 - 新たな評価項目に係る基準の設定の可能性等について検討してはどうか

(5) 役務・その他

○ (会議用) 飲料

- ➡ 令和元年度において会議運営（委託契約等によって会議の運営を含む業務）に係る判断の基準として、飲料を提供する場合のワンウェイのプラスチックの製品・容器包装の使用禁止、リユース可能な容器等の使用又は容器包装の返却・回収の実施を新たな判断の基準等として設定したところ
- ➡ 国等の機関が自ら実施する会議やイベント等において提供される飲料は別途調達される場合があり、ワンウェイプラスチックの製品・容器包装の使用禁止が必ずしも適用されない場合が存在
- ➡ 令和2年度の提案募集において、提案募集において飲料（スチール缶、PETボトルを容器に使用した飲料）に関する新規提案がなされたところ

- 
- 会議やイベント等において調達する飲料を想定し、環境負荷低減の観点から飲料の容器等に求められる要件について検討が必要ではないか
 - PETボトルに係る検討に当たっては清涼飲料業界団体による新たな目標である「**2030年ボトルtoボトル比率50%宣言**」を勘案しつつ、飲料容器別の環境負荷項目及び評価に係る詳細な検討が必要ではないか
 - 令和3年度及び4年度以降も用途別の適切な飲料容器について検討を実施することとしてはどうか

- 1. 令和3年度定期見直し対象品目（案）**
- 2. 令和2年度からの継続検討品目（案）**
- 3. 定期見直し品目に係る検討方針等（案）**
- 4. 継続検討品目に係る検討方針等（案）**
- 5. その他の見直し・事前検討等（案）**

5. その他の見直し・事前検討等（案）

(1) 分野横断的見直し

- プラスチック資源循環促進法及びバイオプラスチックロードマップを踏まえ、ワンウェイのプラスチックの削減や再生プラスチック及び植物由来プラスチックの利用促進に関する対応が必要な品目
- 平成18年2月に林野庁が作成した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」について、クリーンウッド法に則した改定が実施された場合は、当該改定内容を基本方針の改定に反映

(2) 経過措置等設定品目等

- 本年度の見直し対象品目を含め、経過措置等を設定している品目（下表）については、市場への供給状況等を確認の上、経過措置の終了又は延長（単純延長、基準等を強化し延長等）について検討し、判断の基準等の見直しに反映

経過措置等設定品目	対 象
テレビジョン受信機	測定方法の変更に伴う判断の基準の設定
庁舎等で営業する小売業務	令和3年2月19日以前に製造されたレジ袋に対する経過措置 レジ袋に係る植物由来プラスチックの配合率引き上げ
プラスチック製ごみ袋	令和3年2月19日以前に製造された製品に対する経過措置 植物由来プラスチックの配合率引き上げ
木材・木材を原料とする品目	合法性証明に係る「ただし書」

5. その他の見直し・事前検討等（案）

(3) 令和4年度の定期見直しに向けて

- 令和4～8年度における定期見直しスケジュールの作成に向けて、令和4年度の定期見直し対象の**9分野37品目**（下表）については、当該分野・品目に係る技術開発動向、特定調達物品等の市場供給状況等の関連情報の収集・整理を実施予定（現段階における対象品目）

分 野	品 目
オフィス家具等	全品目（ 10品目 ）
家電製品	電気便座※ ¹
照明	LED 照明器具、電球形状のランプ（電球形 LED ランプ）
自動車等	自動車※ ² 、2サイクルエンジン油
消火器	消火器
インテリア・寝装寝具	ベッドフレーム
設備	太陽光発電システム、燃料電池、日射調整フィルム
災害備蓄用品	全品目（ 10品目 ）
役務	自動車専用タイヤ更生、加煙試験、タイルカーペット洗浄、自動車整備、輸配送、旅客輸送（自動車）、引越輸送

注1：電気便座は本年度の多段階評価基準の見直しに伴う検討と併せて実施する可能性有

注2：自動車（乗用車等**6品目**）は本年度の継続検討品目であり燃費基準値の検討結果により取扱いを判断